

茅ヶ崎市立学校施設使用団体登録案内

各茅ヶ崎市立小学校の定期的な利用を希望する場合は、登録が必要となります。

- 登録に必要なもの
1. 登録申請書
 2. 会員名簿
 3. 規約（別紙参照）
- 登録条件
1. 登録できるのは原則的に、**市内在住・在勤・在学**の方のみです。
 2. 登録できる学校は1校のみとなり、団体の会員の多数が、在住・在勤・在学する小学校区の学校になります。
 3. 10人以上の団体でなければなりません。
 4. 営利目的の団体は登録できません。
 5. 規約がなければなりません。（別紙参照）
- 利用方法
1. 各学校運営委員会の実施する日程調整会議に出席してください。
 2. 使用日時は**日程調整会議で決定**します。
 3. 日程調整会議の日時や委員会のシステム等は各運営委員会によって異なります。

* 一時的な使用を希望される場合は、各小・中学校及び教育施設課へ申請をおこなってください。

茅ヶ崎市教育委員会 教育施設課

TEL 82-1111（内線3371～4）